

庄内地方における一農家の生活構造

—生活時間調査を手がかりに—

杉山 茂

一 まえがき

戦後とくに三〇年以降、農家の生活水準は著しく上昇し、近代化・都市化したといわれる。その指標として、物的な面では、一人当たり可処分所得や生計費の増加、エンゲル係数の減少、生活手段（とくに、耐久消費財など）の充実があげられる。このような農家生活の変化の過程を忠実に追跡し、法的に解明することは、きわめて興味のある研究課題であることはいうまでもない。しかしながら、われわれは、以上の変化を感じ得しえても、案外分析にたえられる客観的な資料をもたないのが現状である。

△ノート▽ 庄内地方における一農家の生活構造

本稿では、さしあたり、現時点での農家の生活構造⁽¹⁾それ自体の分析に主眼をおいてみた。もっとも検討の第一歩として、事例的な一農家のテスト調査をもとにしてである。

生活構造の解明には、構造的諸要因からみても接近の立場はいろいろあろう。生活内容、さらには生活意識の検討を要するが、さしあたり本稿では、もっぱら、時間的側面からこれを明らかにしようとした。主として調査技術上の理由から、種々範囲を限定せざるをえなかったことは次に示すとおりである。調査方法は、

①毎日の記帳Ⅱ昭和四四年四月一日から翌年三月三十一日までをとる。

②対象Ⅱ二〇歳以上の大人だけ。

③時間単位Ⅱ一〇分。一〇分以上の継続的な行動だけを調査し、一〇分未満のものは省いた。

④労働時間については、自宅内外を問わずすべて調査した。

消費的生活については、自宅外の行動に限り、主として社会的・文化的生活を、また家事的生活のうち買物だけを調査した。すなわち④の時刻調査を除き、自宅内での消費的生活については調査を省いた。

⑤自宅外生活行動については、その行先（たとえば〇〇市、〇〇部落など）を調査した。

⑥自宅内での起・就床時刻と食事(朝、昼、夕)開始時刻を調査した。

調査結果としてえられた生活時間を、次のように分類して分析をおこなうことにした。

一、労働時間

①農業労働時間(農作業)

②兼業労働時間(賃労働、内職など)

二、消費的生活時間

①自宅内生活時間(睡眠、食事、育児、家族だらんなど)

②自宅外生活時間(諸会合、交際、レクリエーション、買物など)

本稿で明らかにしたいと思った問題は、次のようなことである。のちにみられるように、調査対象農家は、経営主夫婦とその長男夫婦との二世代の夫婦を主体として構成されている。この四人の構成員が、さまざまな分業・分担関係にあり、部落社会における一戸の農家の生活の維持・再生産に関与している。

近代化されつつある生産と消費生活が、この四人の構成員によって、どのような分業・分担関係のもとになされているかを中心に、生活構造を明らかにしていきたいというのが第一のねらい。ついで、生活の空間的拡がり、自宅外的生活活動をとおりて明らかにしてみたいということである。

(注一) 生活構造の概念については、松原治郎「家族の生活構造とその近代化」(松原治郎、蓮見音彦、山本英治、園田恭一著『現代日本の社会学』、昭和四二年刊、六七～七一頁)を参照されたい。なお、生活構造の理論的な枠組については、次にあげるような人々によって種々に試みられている。

青井和夫「生活構造と生活時間」(NHK放送文化研究所編『日本人の生活時間——国民生活時間調査解説編——』、昭和三八年刊、一九四～一九八頁)。

森岡清美「家族の生活構造」(大橋蕉、増田光吉編『家族社会学』、昭和四一年刊、二二～二五頁)。

園田恭一「生活構造論」(同氏『地域社会学』、昭和四四年刊、九～二六頁)。

蓮見音彦「階級構造および生活構造論」(同氏『現代農村の社会学論』、昭和四四年刊、二三～一一八頁)。

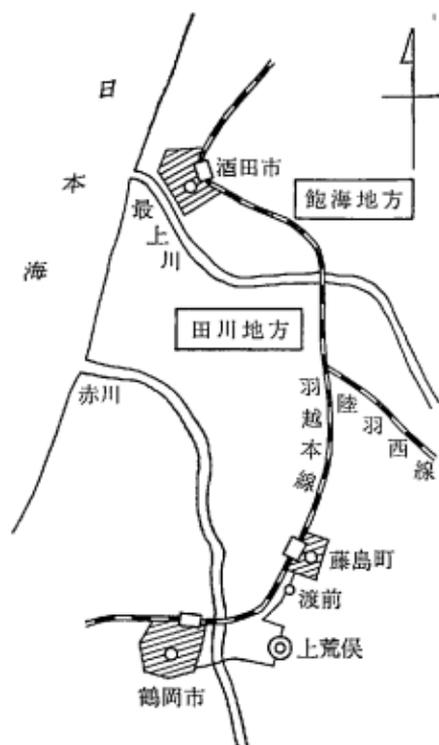
長谷川宏二「家族農業経営の発展と農家生活構造の再編過程に関する研究——第一報、農家生活構造研究の課題と方法——」(『農業技術研究所報告』日第四二号、四九～七四頁)。

二 調査農家の概要

(一) 部 落

調査農家は、山形県東田川郡藤島町渡前地区上荒俣部落にあ

第1図 部落の位置



▲ノート▼ 庄内地方における一農家の生活構造

る(第一図参照)。上荒俣部落の背景となる庄内平野は、いうまでもなく日本有数の水稲単作地帯である。羽越本線が縦断し、バス交通網がはりめぐらされており、比較的交通は便利である。鶴岡市と酒田市を中核とする田川地方と飽海地方の二つの生活圏に分かれる。直接その他の大都市の影響を受けることはなく、まだほとんど工業化の進展はみられないといつてよい。

部落は、鶴岡市の生活圏に入り、その東方に位する。行政的には藤島町に属する。部落から鶴岡市および藤島町の中心部ま

でそれぞれ五・五キロメートル、五キロメートルであり、バス利用の場合は、藤島行きがバス停まで二キロメートル、鶴岡行きが一キロメートルで、後者のほうが便利とされる。

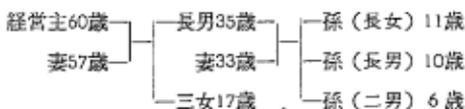
鶴岡市近郊とはいっても、いわゆる都市近郊集落ではなく、水稲単作純農村である。部落の農家戸数は二四戸、耕地は約五〇ヘクタールで、水田が九割以上を占める。一割未満の畑は、普通畑と若干の柿畑である。部落の農家一戸あたり平均耕地面積は、約一・九ヘクタールで、庄内地方平地農村のそれより二

〇アールほど多い。昭和三八年から共同田植を行なっているが、トラクター利用を中心とするような集団栽培は行なわれていない。

(二) A 農家
家族構成

第二図にみられるように、A農家の家族は夫婦二世代をふくむ三世代で構成され、家族員数は八人である(第一表参照)。経営主六〇歳とその妻五七歳およびその長男三五歳と嫁三三歳の二世代夫婦四人が、本稿の

第2図 A 農家の家系



第1表 A 農家の家族構成

続柄	年齢	学歴	役職その他
経営主	60歳	小高2	区長, 白山神社総代, 高校評議員
妻	57	×	家事担当者
長男	35	新制中	生産組合役員, 天高堰役員, 消防班長
嫁	33	×	婦人会役員, 小学校評議員

- 注 1. 昭和44年4月1日現在
 2. 他出家族はない。
 3. ほかに家族として三女(17歳, 高校生)と孫(11, 10, 6歳)の2男2女がいる。

第2表 A 農家生活財の装備状況

1 建物

区分	坪数	増 改 新 築	
		年次	場 所
住宅	55	昭和32	合所改善
作業場	23	35	玄関改築, 若夫婦部屋増築
倉	13	39	厩間・老夫婦部屋・座敷改築, 子供部屋増改築
車庫	9	43	車庫新築
物置, 外便所	5		
計	105		

2 耐久消費財

導入年次	種 類	導入年次	種 類
(大正末)	自 転 車	39	石油ストーブ
昭和23	ラ ジ オ	40	電気冷蔵庫
34	テレビ, パイタ	41	自動車(ライトバン)
35	電気洗濯機	42	電気掃除機

注 自転車は現在6台あり, 家族全員が利用する。

主役である。

経営主は、区長、神社総代、高校評議員の役職にある。妻は家事担当者である。長男は、生産組合役員、天高堰役員、消防班長であり、嫁は、婦人会役員、小学校評議員として、それぞれ公共の役職についている。

この四人が労働力であり、のちにみるように長男夫婦は、農閑期にそれぞれ製材雑役夫および電気部品組立工として鶴岡市に通勤する。大人以外の家族員四人は、三女が一七歳の高校生、孫が一歳、一〇歳、六歳の小学生で学校をおしてのみ社会生活に組みこまれていく。この四人については分析の対象から除外した。

A農家は、経営主の先代が明治四〇年に分家した。本家は部落内にある。妻の実家も同様である。嫁の実家は隣町羽黒町・市野山にある。なお他出家族員はいない。

(2) 生活財

生活財の整備状況は、第二表のとおりである。昭和三〇年以降農家生活水準の上昇にともない、建物では、台所、玄関、若夫婦部屋、居間、老夫婦部屋、座敷、子供部屋、車庫等の増改新築が行なわれた。

耐久消費財については、テレビ、バイク、電気洗濯機、石油ストーブ、電気冷蔵庫、自動車(ライトバン)、電気掃除機の順

に導入された。

現在におけるA農家の生活財の整備状況は、とくに耐久消費財については、都市勤労者のそれにほぼ匹敵する状況にあるといえる。

(3) 農家経営

A農家の経営耕地面積は約三ヘクタールで、そのうち水田が九三%を占める(第三表参照)。比較的経営耕地規模の大きい庄内平地農村では中の上層に位置する。分家以後、着実に経営耕地をふやし

第3表 A 農家の経営状況

土地 種別	面積	農機具		家畜	販売畑作物・果樹	農家所得	
		導入年	種類			種別	金額
田	276	昭和23	モーター	昭和33年に馬を手放して以来、肥育牛1頭を飼養し続ける	わずかのナス、キュウリなどを鶴岡青果市場に出荷し、若干の柿を販売する	米	130
畑	20	〃	動力脱穀機			畑作物	10
耕地計	296	〃	動力刈払機			牛	3
原野	3	33	自動耕耘機			柿	2
宅地	140坪	43	バインダー(本家と共同)			兼業計	25
					合計	170	

てきた、精農型の堅実な農家である。昭和三三年に自動耕耘機を入れ、四三年には本家と共同でバインダーを導入した。三三年自動耕耘機の導入と入れかわりに耕馬を手放し、肥育牛一頭を導入し、現在に至っている。米の販売は二五〇俵程度。水稻反収は五五〇キログラムである。畑作物のうちナス、キュウリなどをわざわざ鶴岡青果市場へ出荷し、ほかに若干の柿を販売している。農家所得は約一七〇万円、うちほぼ七五%、一三〇万円が米による所得である。今のところ兼業所得は約二五万円程度である。

注(一) 『昭和四三年、山形県統計年鑑』、四四年二月一日現在、一・七ヘクタール。

三 A 農家の生活時間構造

この農家の生活時間構造を基本的に規定するものは、いうまでもなく、主業つまり農業労働のあり方である。

(一) 労働時間

(1) 農業労働時間

部門別・統柄別に年間の農業労働時間をみたのが第四表Aである。部門別では、稲作の労働時間が最も多いことはいうまでもない。ついで畑作、畜産、果樹の順となる。統柄別にみると、

第4表 農業労働時間

(単位：時間、()内は日数)

	経営主	妻	長男	嫁	計
A. 年間	稲作	538(91)	1,417(181)	1,162(137)	3,308(441)
	畑作	277(56)	154(33)	503(102)	1,271(268)
	畜産	109(58)	44(27)	—	153(85)
	果樹	71(15)	4(1)	5 (1)	80(17)
	計	995(173)	528(107)	1,619(205)	1,670(193)
B. うち農閑期(11月~翌年3月)	稲作	59(15)	84(15)	33(5)	176(35)
	畑作	27(6)	42(4)	15(3)	101(22)
	畜産	3(3)	5(2)	—	7(5)
	果樹	29(6)	—	—	29(6)
	計	118(29)	36(9)	111(21)	48(8)

注 1. 時間は30分以上と未満をそれぞれ切り上げ、切り捨てとした。

2. ()内は従事日数である。各人ごとの計が部門ごとの計よりも少ないのは、たとえば1日のうち稲作業もやり畑作業もやった場合でも農作業として1日とみたためである。

長男夫婦（日数では長男が、時間では嫁が多い）が最も多く、経営主、妻の順となる。したがって、農業生産における基幹労働力は、長男夫婦であるといえる。部門別と統柄別を組み合わせると、かなり様相が異なってくる。稲作は主に長男夫婦とくに長男によって担われている。稲作の機械化はこの傾向をより強めるだろう。畑作を担当するのは主に嫁と妻の女性たちであり、畜産（肥育牛）と、果樹（柿）はほとんど経営主の分担するところとなっている。

稲作における分担状況を作業の種類別にみたのが第五表である。苗代、本田整備、施肥、防除、水管理、稲刈・調整では長男の労働時間が最も多い。また堆肥運搬・散布、田植、除草では嫁が最も多い。老夫婦はまさに補助労働力である。それでも経営主は防除を除いた諸作業にたずさわっているが、妻はほとんど農繁期に田植と稲刈をするだけである。自動耕耘機による耕耘、水管理、パイプンダーによる稲刈は長男だけの仕事である。また防除については全く、施肥や除草については、ほとんど長男夫婦が行なうものである。

では労働時間は時期的にどのように配分されているであろうか。稲作について月別にみたのが第六表であり、農業部門別に農閑期（十一月～翌年三月）についてみたのが前掲第四表Bである。まず第六表によれば、五〇時間以上働く月は、長男夫婦

が四月から一〇月までの七ヵ月、経営主が五、九、一〇月の三ヵ月、妻が五月と一〇月の二ヵ月である。二〇〇時間以上働く月は長男夫婦の五月（田植期）と一〇月（稲刈期）である。一月から翌年三月までの農閑期の稲作労働はきわめて少ない。稲作業で残っているものは、一月中旬の◎堆肥運搬、一二月～翌年一月の◎ワラ仕事（苗結束用のワラの選別作業）、一二月の◎堆肥積み、三月下旬の◎苗代雪消しだけである。④は経営主、長男、嫁が、⑤は経営主だけが、⑥と⑦は経営主と長男が行なう。脱穀調整は、一〇月中に終了し、俵や纏編みなどのワラ加工が行なわれなくなって久しい。農閑期の稲作労働時間はわずかに五％にすぎない。

機械化や化学化（除草剤や病害虫防除剤の使用）によって、農業労働時間が著しく減少したことは確かである。とくに冬期農閑期における農業労働時間の減少は、家族員の労働分担のあり方を変える重要な要因である。長男夫婦の兼業化はその一つの表現である。

(2) 兼業労働時間

農閑期になると、長男はライトバンで、嫁は自転車かバスで（積雪期には徒歩とバス）、それぞれ製材雑役夫、電気部品組立工として、鶴岡市へ通勤兼業に出かける。長男は四一年から四年目になる。嫁は四四年新設工場に雇われた。冬の農閑期には、

第5表 稲作作業種類別労働時間

(単位：時間)

	経営主	妻	長男	嫁	計
苗代	19	8	105	53	185
本田整備	27	—	156	46	228
堆肥運搬・散布	29	—	72	80	181
施肥	2	—	34	14	49
防除	—	—	102	50	152
田植	146	105	167	172	589
水管理	2	—	29	—	31
除草	39	—	303	356	697
稲刈, 調整	220	77	388	372	1,056
その他	56	2	63	20	141
計	538	191	1,417	1,162	3,308

注. 第4表注1参照.

△ノールト▽
庄内地方における一農家の生活構造

第6表 稲作月別労働時間

(単位：時間)

	経営主	妻	長男	嫁	計
4月	49	8	155	105	317
5	156	105	288	226	774
6	27	—	178	182	387
7	17	—	133	129	278
8	8	—	130	77	214
9	98	8	189	185	479
10	124	71	262	226	683
11	10	—	37	—	48
12	16	—	—	—	16
1	27	—	29	29	85
2	—	—	—	—	—
3	6	—	17	4	27
計	538	191	1,417	1,162	3,308

注. 第4表注1参照.

第7表 兼業労働時間(年間)

(単位:時間, ()内は日数)

	経営主	妻	長男	嫁	計
農外賃労働	—	—	1,016(97)	1,231(116)	2,247(213)
農業賃労働	—	—	39(4)	75(7)	113(11)
計	—	—	1,054(101)	1,306(123)	2,360(224)

注 1. 第4表注参照。

2. 兼業労働時間は、出かけてから帰るまでの拘束時間なので、勤務先との往復時間や食事時間などが含まれている。農業労働の場合は自宅と圃場も近いし、食事には自宅に帰るので、ほぼ正味の労働時間といえる。

日曜日が休日で、一見恒常的賃労働者と変わるところがない。通勤兼業に出る以前は、自家の田植・除草終了後、農業日雇や土木日雇に若干雇われる程度にすぎなかった。第七表のように、長男夫婦の兼業労働時間は、それぞれ一、〇〇〇時間をこえ、嫁の場合は一、三〇〇時間になる。

その結果第八表のように、長男夫婦の総労働時間は、全家族の総労働時間のほぼ八〇%を占めることになった。農業の機械化、冬期農作業の減少、労働市場の拡大、生活水準の上

第8表 労働時間(年間)

(単位:時間, ()内は日数)

	経営主	妻	長男	嫁	計
農業労働	995(173)	528(107)	1,619(205)	1,670(193)	4,812(678)
兼業労働	—	—	1,054(101)	1,306(123)	2,360(224)
計	995(173)	528(107)	2,673(297)	2,976(313)	7,172(890)

注. 第4表注参照。

昇など内外の条件が、若い長男夫婦に労働の分担を集中させることになったのである。農業労働力の基幹として、また、通常兼業者としての長男夫婦のあり方が、この農家の消費的生活における役割分担や、その性格に大きな影響を与えることにもなるであろう。

(二) 消費的生活時間構造

(1) 在宅生活時間

在宅生活時間の内容については、限られた時刻調査しかできなかったことは前述したところである。しかし、在宅生活時間の総量は、調査された労働時間と自宅外生活時間の残余として示される。それを一日平均で

第9表 年間1日平均生活時間
(単位: 時間・分)

	経営主	妻	長男	嫁
労働時間	2.44	1.27	7.19	8.09
消費的生活時間	12.06	14.02	8.14	7.45
うち {	在宅	9.14	12.58	6.35
	在宅外	2.51	1.04	1.10
睡眠時間	9.11	8.33	8.23	8.06
計	24.00	24.00	24.00	24.00

- 注 1. 30秒以上と未滿はそれぞれ切り上げ、切り捨てとした。
2. 外泊中の睡眠時間は調査しなかったため、自宅での月平均をとった。

掲げたのが第九表である。労働時間の項で明らかのように、長男夫婦の労働時間がそれぞれ七時間一分、八時間九分と多いため、消費的生活時間は長男が八時間一分、嫁が七時間四分となつて、経営主の一二時間六分、妻の一四時間二分より著しく少ない。

この消費的生活時間を在宅時間と在宅外時間に区分すると、

在宅生活時間は妻(一二時間五八分)、経営主(九時間一分)、長男(六時間三六分)、嫁(六時間三五分)の順となり、長男夫婦の在宅生活時間がそれだけ狭められていることがわかる。

ところで、この在宅生活時間の内容は、いうまでもなく、家庭的・文化的・生理的生活時間などである。第一〇表は、NHKの調査による農林水産業従業者の平均時間量である。ただ、ここで注意しておかねばならないのは、調査時期が稲刈期であること、農家としての層を代表しているのか、また男女別・年齢別も不明であるということである。このことは斟酌しなければならぬが、いまこれを参考にして考えると、かりに食事、身のまわりの用事、休養などの生理的生活時間を三時間とすれば、長男夫婦の場合は残余が三時間半となる。主な家事担当者が妻であるとしても、嫁にとって二時間程度の家事や家庭教育時間が必要であるとするならば、文化的生活時間が極端に切りつめられざるをえないこととなる。テレビ視聴時間が、かなりのいわばながら、時間を含むとはいへ、三時間半といった時間はとれそうになく、そのほかの教養・娯楽面についてはなおさらのことといえる。つまり、家事労働の妻と嫁との間での分担が、嫁の兼業化にもなつて、かなり大きく変化しないかぎり、嫁の負担は強化されることにならざるをえない。

在宅生活時間については、かざられた時刻調査しか行なわな

第10表 農林水産業従事者の平均
時間量 (NHK) (単位 時間・分)

		A	B
すいみん		7.58	7.58
食事		1.35	1.35
身のまわりの用事		0.49	0.50
仕事		7.14	7.48
学業		0.03	5.41
家事		2.21	3.35
交際	総数	0.41	2.15
	個人的つきあい	0.22	1.36
	社会的つきあい	0.19	3.03
休養	総数	0.38	1.01
	くつろぎ・休息	0.35	0.57
趣味・娯楽		0.15	1.47
移動	総数	0.16	1.06
	通勤	0.09	0.54
新聞・雑誌・本		0.13	0.44
ラジオ		0.21	2.02
テレビ		3.22	3.30
在宅生活		16.17	16.20
労働		9.45	9.54
余暇	総数	4.57	4.58
	自宅外宅	0.51	1.38
起床		8.23	8.25

資料：日本放送協会放送世論調査所編『昭和45年度国民生活時間調査』

- 注 1. Aはその行動を行なわなかった者まで含めた平均、Bはその行動を行なった者だけの平均。
 2. 身のまわりの用事の合計である。
 3. 労働は、仕事、家事、通勤の合計である。
 4. 余暇は、個人的つきあい、くつろぎ・休息、趣味・娯楽、新聞・雑誌・本、ラジオ、テレビの合計である。
 5. 起床在宅は、在宅して起きていること。
 6. 調査時期は45年10月(稲刈期)である。

かったので、そこでの家族成員間の分担関係を明らかにすることはできない。ともかく、時刻調査からこの農家の特徴をあげてみよう。第一表は、起・就床時刻、睡眠時間、食事開始時刻の月平均をみたものである。なお、例示的に四季の生活をみたのが第三図である。

起床：嫁が最も早く起き、妻、長男、経営主の順となっている。農耕の旺季は早く、農閑期の冬は遅い。五時前に起きる月は、嫁が、五〜一〇月までの六ヵ月、妻と長男が五〜八月の四ヵ月、経営主が六月の一ヵ月となっている。

就床：経営主が最も早く、妻、長男夫婦の順となっている。四季には関係がなく、経営主は二〇時半過ぎに、妻は二一時前に、長男夫婦は二一時過ぎには床に就く。

睡眠時間：起・就床時刻から予想されるように、経営主が最も多く、妻、長男、嫁の順となっている。経営主の場合、二月と翌年の二月までは一〇時間二〇分の睡眠をとっている。

他方、睡眠時間が八時間に満たない月は、経営主が五、六月の二ヵ月だけで(だがほぼ八時間に近い)あるが、長男が五〜八月の四ヵ月、妻が五〜九月の五ヵ月、嫁が最も多く、四〜九月

の六月月となつてゐる。

食事……起・就床時刻、したがつてこのように睡眠時間に各人の差異がみられるのに対して、時季の違いはあるが、食事開始時刻は同時であるといつてよい。ただ、長男夫婦が、一二月に老夫婦よりも早く朝食をとつてゐるのは、鶴岡市への通勤兼業のためである。

以上、細かに見る限り、家族成員の間にならぬ時間配分の差異がみとめられ、とくに嫁の負担が相対的に最も大きいことが注目される。しかし、総じて、構成員は、比較的規則正しく歩調をあわせた在宅生活を行なつてゐるといへよう。おそらく、これは農業労働によつて規制されるものとみられる。以上の農業労働過程および在宅生活過程において、夫婦もしくは家族成員の日常的な接触の密度は、依然都市サラリーマンに比べて著しく濃いことも、当然のことながら改めて注目したい。

(2) 自宅外の生活時間

長男夫婦の労働時間がきわだつて多く、反面、とくに自宅内での消費的生活時間がかなりおしつめられてゐることがわかつた。しかし、自宅外の生活時間に関するかぎり、とくに、長男夫婦が少ないというわけではない。年間一日平均でみると、経営主の二時間五十分よりは少ないが、妻の一時間四分よりは多い。すなわち、長男が一時間三九分、嫁が一時間一〇分とな

つてゐる（前掲第九表参照）。では、各人の自宅外の生活時間の内容はどのようなものであらうか。

(1) 諸会合

ここには社会的つきあひの大部分が入る。部落内の組織を中心に、学校、消防、農協、役場などと関係するものである。この諸会合をさらに(イ)自治行政に関するもの、(ロ)農業経営に関するもの、(ハ)講その他に分けた。

(イ) 自治行政に関するもの

主として部落自治のためのつきあひである。相互に内的な関連はあるが、部落自治のためのつきあひを地域的範囲によつて区分すれば、自部落、隣部落（中荒俣）、町の三つになる。町と密接に結びつてゐるのは、区長の諸会合と町政座談会などである。隣部落と関係するものは、神社・寺、学校（冬期分校）、清掃検査などである。神社は上荒俣部落にあり、寺と冬期分校は中荒俣にある。これらは、両部落が共同で維持管理してゐる。清掃検査では、年二回互いに相手部落の清掃状況を検査しあつてゐる。両部落は、のちに述べるようにさらに水利や講でも深い関係をもつてゐる。両部落はいわば拡大されたムラといえる。これらの町や隣部落と関係の深いもの以外は自部落に関するものである。そのなかで消防は、自部落を主体としたものであるが、地区や町とも関係する。

第11表 起・就床時刻、睡眠時間、食事開始時刻（月平均）

（単位：時間・分）

	4月	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年平均	
起床時刻	経営主	5.51	5.31	4.59	5.08	5.13	5.32	5.41	6.03	6.36	6.55	6.46	6.39	5.54
	専業主 長嫁	5.19 5.28 5.08	4.29 4.31 4.24	4.41 4.31 4.22	4.42 4.51 4.28	4.46 4.52 4.35	5.10 5.02 4.53	5.12 5.11 4.59	5.34 5.44 5.23	6.20 6.27 6.04	6.32 6.40 6.13	6.33 6.29 6.04	6.23 6.27 5.58	5.32 5.27 5.12
就床時刻	経営主	20.41	20.55	21.07	21.05	20.48	20.42	20.25	20.23	20.17	20.31	20.21	20.43	20.40
	専業主 長嫁	20.53 21.04 21.08	21.00 21.03 21.03	21.08 21.18 21.19	21.07 21.16 21.17	21.00 21.10 21.14	21.02 21.09 21.09	20.40 20.55 20.55	20.35 20.57 20.57	20.41 21.02 21.02	20.55 21.02 21.02	20.50 21.04 21.03	21.05 21.06 21.06	20.54 21.05 21.06
睡眠時間	経営主	9.08	7.56	7.53	8.06	8.19	8.50	9.16	9.40	10.21	10.22	10.24	9.57	9.11
	専業主 長嫁	8.25 8.23 7.58	7.28 7.27 7.21	7.24 7.23 7.04	7.36 7.36 7.13	7.44 7.43 7.21	7.59 8.02 7.45	8.33 8.17 8.05	8.59 8.48 8.27	9.39 9.26 9.04	9.35 9.38 9.09	9.42 9.25 9.00	9.18 9.21 8.52	8.33 8.27 8.06
朝食開始 時刻	経営主	7.10	6.29	6.47	6.49	7.01	6.40	6.49	7.00	7.05	7.22	7.25	7.16	6.59
	専業主 長嫁	7.10 7.10 7.10	6.39 6.25 6.27	6.47 6.44 6.46	6.49 6.49 6.46	7.02 6.57 7.00	6.40 6.32 6.30	6.49 6.49 6.49	7.00 7.00 7.00	7.05 7.05 7.05	7.22 7.08 7.05	7.24 7.04 7.05	7.18 7.11 7.04	7.00 6.54 6.33
昼食開始 時刻	経営主	12.02	11.58	11.55	12.00	12.04	11.58	11.56	11.58	11.58	12.03	11.57	12.00	11.59
	専業主 長嫁	12.03 12.05 12.06	11.57 11.58 11.58	11.55 11.58 11.55	11.58 11.58 11.58	12.02 12.01	11.58 11.58	11.58 11.58	11.57 11.57 11.58	11.57 11.54 11.55	12.01 12.02 12.00	11.58 11.58 12.00	11.57 11.58 11.57	11.59 11.59 11.59
夕食開始 時刻	経営主	18.53	19.24	19.28	19.22	19.08	19.02	18.40	18.07	18.02	18.11	18.10	18.14	18.44
	専業主 長嫁	18.54 18.54 18.56	19.23 19.25 19.24	19.27 19.28 19.22	19.21 19.21 19.21	19.07 19.07 19.07	19.02 19.04	18.40 18.40	18.07 18.08 18.08	18.03 18.05 18.04	18.10 18.13 18.30	18.11 18.13 18.15	18.14 18.14 18.14	18.45 18.43 18.45

ところで、自治行政に関する生活活動の主役は、経営主である。部落の会合や行事には部落社会における「家」の代表者として出席する。これに反して、長男と嫁は、それぞれ消防と学校に關係するだけであり、妻は全く關係しないといつてもいい。若夫婦が兼業に出ているので、経営主が部落的なつきあひの際を引き受けている。各人別の自治行政に関する諸会合は、第一二表のとおりである。

まず、区長の諸会合。これは藤島町から要請されて参加した諸会合である。それは、区長会議、区長研修会、社会福祉協議会、敬老会、国民年金説明会、貯蓄組合総会、所得税説明会、公民館長会議、戦没者慰霊祭、上水道観陸会、納税表彰式などであり、四一日、二六六時間を要している。年二〜三万円の区長手当では、まさに奉仕活動である。部落の集会・役員会・連絡等に、三五日、一四七時間を要している。開催場所は部落公民館である。町政座談会は町長以下四〜五名の役員職員が部落を訪れて、部落の人たちと話し合いをする集まりである。部落からの要望としては、道路の改良や冬期分校の設置継続などである。町道手入れは、部落内のそれであり、除草や砂利敷などである。各戸で役畜を飼養していた当時は、町道の除草をする必要がなかった。町道手入れや電線掃除については、奉仕的な出役が各戸に義務づけられている。

△ノート▽ 庄内地方における一農家の生活構造

第12表 自治行政に関する諸会合

(単位：時間、()内は日数)

	経営主	妻	長男	嫁	計
区長の諸会合	266 (41)	—	—	—	266 (41)
部落集會会	37 (9)	—	—	—	37 (9)
部落役員会	59 (9)	—	—	—	59 (9)
部落内連絡	51 (17)	—	—	—	51 (17)
部落寺社	8 (2)	—	—	—	8 (2)
神学社・校	108 (23)	—	3 (1)	—	111 (24)
消防	78 (18)	3 (1)	6 (2)	50 (11)	138 (32)
選挙	—	—	131 (20)	—	131 (20)
町政座談会	60 (9)	1 (1)	1 (2)	1 (1)	62 (13)
町道手入れ	10 (2)	—	—	—	10 (2)
電線掃除	26 (5)	—	—	—	26 (5)
役畜検査	—	—	8 (1)	8 (1)	16 (2)
健康診断	12 (2)	—	12 (2)	—	24 (4)
その他	10 (2)	—	—	—	10 (2)
計	8 (2)	—	7 (1)	—	15 (3)
計	733 (130)	4 (2)	169 (27)	59 (13)	964 (174)

注. 第4表注参照.

学校に関する所用品は、高校生一人と小学生が三人もいるので、この農家にとって欠かせない用件の一つである。小学校のPTAの会合や、奉仕活動であるグラウンドの手入れ作業などには嫁が出ている。この部落でも最近では、子弟を高校まで入学させることが常となっている。昔と違って、母親の教育に対する関心の昂まりが注目されよう。経営主の場合は、高校のPTAの会合にも出ているが、やや性格が異なり、区長として、より多くの日時を冬期分校のために費やしている。学校や役場との交渉、雪囲いや掃除、亜炭や牛乳運搬が用件の具体的な内容である。本校である渡前小学校まで、部落から三キロメートルあり、冬の積雪期に、低学年の生徒を本校に通学させるのはかわいそうだとする部落の人々の親心からである。

最後に神社について述べよう。八月一五日が白山神社の例祭日である。そのほかにも春祭り、年越し祭り、節句（桃、端午、菊）の行事が行なわれる。神社の維持管理のために、花造り、掃除、杉の間伐、屋根修理、風囲いなどの作業が行なわれる。もちろんこれらの諸作業にはほとんど経営主が出る。間伐材は販売され、その代金は神社の維持管理のための財源となっている。この部落には古峯神社や庚申塚があり、行事が行なわれる。庚申祭は自部落だけで行なわれ、戦前は年に六回開かれたが、現在は二回しか行なわれない。

第13表 農業経営に関する諸会合

(単位：時間、() 内は日数)

	経営主	妻	長男	嫁
農協	22 (6)	—	13 (3)	—
生産組合	2 (1)	—	110 (19)	—
土地改良区	32 (7)	—	—	—
水利組合	12 (3)	—	31 (7)	—
研修の他	14 (2)	—	38 (5)	14 (1)
その他	—	—	21 (4)	—
計	81 (19)	—	213 (38)	14 (1)

注：第4表注参照。

町政座談会や健康診断などは、最近行なわれるようになってきたものである。他方、昔からのものでも、庚申祭のように簡略化されたり、あるいはのちに述べる講の一部が姿を消したり性格を変えたりしている。だが、まだまだ在来的な部落行事や慣行が根強く支配的な存在となっている。

(ロ) 農業経営に関するもの

ここでは、自家の稲作を任かされている長男が、主役である(第一三表参照)。

すなわち、長男は生産の担当者としての実務的な生産組合や水利組合の会合に出席する。なお、水利組合すなわち天高堰は、荒俣地域(上・中・下荒俣、箕楨)の水田約一〇〇ヘクタール

を範囲としており、隣部落である中荒俣がその中心地となっている。一方、農業経営の方向や、水田の換地処分が絡んでくるような、土地改良区や農協の会合には、所有・管理者として経営主が出席する。近々行なわれようとする基盤整備事業の検討会がしばしば開催されるが、ほとんど経営主が出席する。

研修は、長男の分施技術の受講と経営主の庄内柿研究会で、視察は、経営主、長男の赤川頭首口視察と、長男、嫁の農業視察である。

農業経営に関する諸会合では、最近、基盤整備事業の検討会、共同田植やバインダー共同利用の打ち合わせなど、組織的な諸活動が増加する傾向にある。

(ハ) 講その他

この農家の講成員が加入している婦人と老人の組織には、農協婦人部(妻)、婦人会(嫁)、念仏講(妻)、大神宮講(嫁)、老人クラブ(経営主)がある。このほかの組織として部落には、若妻会と青年団がある。

これらの諸会合に要した時間は第一四表のとおりである。農協婦人部も婦人会も同じような行事を行なっている。若妻会を含めて三者合同で行事を行なうことはないが、二者合同で集会をもつことが多い。行事としては、講習会(料理、生花、衛生、編物・手芸など)、慰安旅行、枝豆などを持ち寄っての話し合

〈ノート〉 庄内地方における一農家の生活構造

第14表 講その他の諸会合 (単位: 時間, () 内は日数)

		経営主	妻	嫁
農協婦人部	講	—	49(10)	—
婦人会	講	—	—	31 (7)
念仏講	大神宮講	—	19(5)	—
	大神宮講	—	—	4 (1)
老人クラブ	計	18 (2)	12(1)	—
	計	18 (2)	80(16)	35 (8)

注. 第4表注参照.

いなどである。部落公民館を利用し、夕食後集まるのが普通である。講習会といっても、代表者が地区で聞いてきたことを報告することが多い。

念仏講は、年一〇回行なわれ、中荒俣部落の女年寄(最も若い人で五三歳)と共同である。一方、大神宮講は、婦人会員を主体とするもので、部落だけで年一回行なわれ

る。いずれも手弁当持参の会食雑談会である。念仏講の場合は、以前ならば念仏を務め、掛金を積み立てて葬儀費用の一部にしていた。男年寄の念仏講もあったが、戦時中に廃止されたままになっている。

この部落の老人クラブは、六〇歳以上の男女によって構成されている。老夫婦が部落の老人たちと一緒に揃って出かけたのは一度だけである。部落内で行なわれた会合には、経営主だけが出席している。

講その他の諸会合は、今のところきわめてレクリエーション的な性格を強くしているといえる。

諸会合を総括すると、第一五表のとおりである。経営主は、たまたま、区長、神社総代、高校評議員などの役職をもっているとはいえ、やはりムラにおける「家」の代表資格者として、一四七日、八三一時間という最も多くの日時を費やしている。

長男もまた生産担当者として、また「家」の準代表者として、生産組合役員、天高堰役員、消防班長の役職をもち、労働時間がかかり多いにもかかわらず、六〇日、三八二時間を費やしている。男子に比較して妻と嫁は少なく、それぞれ一八日、八四時間および一九日、一〇八時間となる。ただ嫁の場合、PTAを中心とする学校関係に費やされる日時が、とりわけ多いことは注目される。

(2) 交際

ここでは、すでに述べた部落の行事を除く冠婚葬祭や、親類とのつきあいが中心となる。

部落には二四戸の農家がある。戦後二五年間に、すべての農家であとりの結婚(むことりも含む)が一巡した。四四年に行なわれた結婚は、一巡の最後の農家である。それとはかく、自宅で結婚式をとり行ない、自宅と部落公民館で披露する。公民館を結婚披露に利用するようになったのは、戦後も最近のこ

とである。会費制である。この一件の結婚に経営主が、四日、二〇時間を費やしているのは(第一六表参照)、打ち合わせ、準備、当日、反省会に出席したからである。

A農家の本家は隣家である。日常的には、ともかく、正式の挨拶をとりかわすのは、正月礼に行くだけである。これに反して、姻戚関係にある嫁の実家には、長男夫婦がしばしば訪れる。

第15表 諸 会 合 (総括)
(単位:時間, ()内は日数)

	経 営 主	妻	長 男	嫁
自 治 行 政	733(130)	4 (2)	169(27)	59(13)
農 業 経 営	81(19)	—	213(38)	14(1)
講 義 其 他	18(2)	80 (16)	—	38(8)
計	831(147)	84 (18)	382(60)	108(19)

注. 第4表注参照.

は、長男夫婦がしばしば訪れる。すなわち、盆礼(八月)、秋祝い(十一月)、正月礼(一月)などである。嫁のほうが長男より三日多い。あらたまつた交際としても、今日では本分家関係よりもむしろ姻戚関係の比重が高いといえる。親類つきあいで比較的自由なものに、経営主の姉・弟訪問がある。姉は庄内海岸に、弟は東京に住んでいる。寺参りには老夫婦だけが出かけ、若夫婦は出かけていない。妻が最も長い日時を費やしたのは、嫁の看護のためである。鶴岡市の病

第16表 交 際

(単位: 時間, () 内は日数)

	経 営 主	妻	長 男	嫁
結 婚 式	20 (4)	—	—	—
本 家、実 家 へ	6 (1)	4 (1)	197 (13)	250 (16)
姉、弟 へ	115 (6)	—	—	—
社、寺 参 り	3 (1)	8 (3)	—	—
葬 儀、法 事	—	11 (1)	22 (2)	22 (2)
病 氣 見 舞、看 護	—	262 (13)	5 (1)	10 (2)
手 伝 い	15 (2)	—	—	20 (2)
計	159 (14)	304 (17)	223 (16)	302 (20)

注 第4表注参照

院に妻泊りしての看護である。本分家関係などの手伝いはみられず、経営主が甥の新築手伝い、嫁が従姉妹の春仕事手伝いというように、回数も少なく、フリーなものになっている。要するに、交際の基調は、昔にくらべ多少の変質は認められ

第17表 レクリエーション

(単位: 時間, () 内は日数)

	経 営 主	妻	長 男	嫁
花 見	3 (1)	—	—	11 (1)
踊 り	—	—	—	6 (2)
山 菜、筍、きのこ 採り	—	29 (3)	30 (3)	39 (4)
天 海 神 祭	4 (1)	5 (1)	5 (1)	—
体 水 浴	—	—	10 (1)	10 (1)
神 育 祭	10 (1)	—	10 (1)	10 (1)
神 あ そ び 会	—	7 (1)	—	—
拒 待 会	9 (1)	—	21 (2)	—
パ イ ク 講 習 会	—	—	—	13 (2)
計	25 (4)	41 (5)	75 (8)	88 (11)

注 1. 第4表注参照。

2. 「神あそび」とは巫子に占ってもらうことである。

るが、なお親類づきあい・冠婚葬祭など、習俗社会の行事として行なわれるものによって占められている。したがって、その実際の行事に参加する個人も、一つの役割分担としてそれをこなうことになる。友人や知人などとの個人的な自由なつきあいはまだ乏しいといえよう。

△ノート▽ 庄内地方における一農家の生活構造

(3) レクリエーション

第一七表にみられるとおり、レクリエーションの種類と量は、決して豊富といえるものではない。二回以上のものをあげると、妻と長男の山菜採り、嫁の踊り、山菜採り、バイク講習会(受講)だけで経営主には全くない。体育祭は渡前地区のそれであ

り、部落の人々がこぞって参加する。見物、飲食を主とするものに、花見と天神祭がある。比較的に独自の積極性をともなうものとしては、嫁の踊りとバイク講習会、そして長男夫婦の海水浴だけである。一家がそろって出かけることはなく、常々大人のうち誰かが留守番をする。

一般に、在来的なレクリエーションが支配的で、最近行なわれるようになったものでも、受動的な性格が濃い。たとえば、愛好会などをとおして音楽や趣味に興ずるといった積極的なものはみられない。また、部落や学区などの地域社会を媒介にした顔見知り仲間の集団的なレクリエーションが多い。さらに、家族成員それぞれの地位によって、老人クラブ、婦人部、婦人会、PTA、氏子などのレクリエーション組織があるといえる。その意味で各家族成員それぞれは、比較的万遍なくレクリエーションを楽しんでいる。諸会合での雑談や飲食をこれに加えれば、経営主と長男のレクタイムも決して少なくない。

(4) 買物

日用品や食料品の購入は、主に行商人か、毎週二回訪れる農協の購買車を利用する。だが、衣料品、学用品、耐久消費財などについては、鶴岡市で買物をする。農協購買部のある渡前に出かけることは、あまり多くない。買物に出かけるのは、経営主と妻が主で、長男夫婦はきわめて少ない(第一八表参照)。こ

れは、財布の所在(経営主が握る、台所の財布は妻)と関係があると思われる。もっとも、長男夫婦の買物がきわめて少ないのは、兼業通勤の途中での買物がかくれてしまったためかもしれない。

(三) 生活行動の地域的拡がり

以上、自宅外での生活行動をみてきたが、その地域的拡がりを、目的別、距離区分別にその回数をみると第一九表のとおりである(第四図参照)。概して閉鎖的だといえる。すなわち、四人の家族員が自宅外に出かけた回数は、総数六〇七回であるが、そのうち部落内が一四九回(二五%)に対して、部落から八

第18表 買物
(単位:時間, ()内は日数)

経営主	妻	長男	嫁
80(25)	48(14)	11(3)	7(2)

- 注 1. 第4表注参照。
2. 部落内での買物は農協即売会1回しか含まない。

キロメートル以上の地点まで出かけたのは僅かに三三回(五%)にすぎない。経営主の外出は最も多いが、そのうち七九回(三八%)は部落内である。八キロメートル以上地点への外出は一〇回で五%にすぎない。自治行政に関連して部落、隣部落地区、町が多くなるのは前述のことから明らかである。長男夫婦は比較的多く外出し

第19表 自宅外生活行動の目的別距離区分別回数

目的	距離区分	経営主	妻	長男	嫁	計	
兼業労働	部落内	—	—	3	3	6	
	～4km	—	—	—	2	2	
	4～8	—	—	98	118	216	
	小計	—	—	101 (55)	123 (72)	224 (37)	
自治行政に 関するもの	部落内	62	—	13	2	77	
	～4	53	2	9	9	73	
	4～8	28	—	6	—	34	
	8～20	3	—	1	3	7	
	20～40	2	—	—	1	3	
	小計	148	2	29	15	194	
	農業経営に 関するもの	部落内	10	—	28	—	38
		～4	6	—	6	—	12
		4～8	2	—	—	—	2
		8～20	1	—	1	—	2
秋田県 小計		19	—	36	1	56	
講その 他に 関するもの	部落内	1	9	—	7	17	
	～4	—	5	—	—	5	
	4～8	—	1	—	—	1	
	8～20	1	1	—	1	3	
	小計	2	16	—	8	26	
計	169 (81)	18 (41)	65 (36)	24 (14)	276 (45)		
交際	部落内	5	2	—	1	8	
	～4	1	2	—	—	3	
	4～8	2	3	7	11	23	
	8～20	1	—	—	—	1	
	東京 小計	10 (5)	7 (16)	7 (4)	12 (7)	36 (6)	
レクリ エーション	部落内	1	—	—	1	2	
	～4	1	—	1	3	5	
	4～8	1	2	1	2	6	
	8～20	—	3	4	4	11	
	20～40 小計	4 (2)	5 (11)	7 (4)	11 (6)	27 (4)	
買物	部落内	—	1	—	—	1	
	～4	2	—	—	—	2	
	4～8	23	13	3	2	41	
	小計	25 (12)	14 (32)	3 (2)	2 (1)	44 (7)	
総計	部落内	79 (38)	12 (27)	44 (24)	14 (8)	149 (25)	
	～4	63 (30)	9 (20)	16 (9)	14 (8)	102 (17)	
	4～8	56 (27)	19 (43)	115 (63)	133 (77)	323 (53)	
	8～20	6(3)	4 (9)	6(3)	8(5)	24(4)	
	20～40	3(1)	—	1(1)	2(1)	6(1)	
	秋田県	—	—	1(1)	1(1)	2(0)	
	東京 計	1(0)	—	—	—	1(0)	
計	208 (100)	44(100)	183 (100)	172 (100)	607 (100)		

注1. ()内は%.

2. 滞在日数ではない。また学校視察のように何ヵ所も回った場合はそれぞれを1回と数えた。

第20表 8 km以上地点への目的別自宅外生活行動

目的	行先(距離) km	経営主	妻	長男	嫁
諸 会 合	横山 9.0	神社・寺			
	湯田川 11.0	神社・寺			
	会目 14.0				学 校 校(2)
	湯野浜 18.0	区長の諸会合		消 防	学 校 校
	酒田 27.0				
	湯温海 30.5	区長の諸会合			
八幡 37.5	区長の諸会合				
農業経営に 関するもの	熊出 16.5	祝 祭		視 察	
	秋田県			視 察	祝 祭
紳その他に 関するもの	湯田川 11.0				婦 人 会
	由良 13.5	老人クラブ	老人クラブ		
交 際	由良 13.5	姉 訪 問 弟 訪 問			
レクリエー ション	上川代 12.0		山菜採り(3)	山菜採り(2)	山菜採り(3)
	由良 13.5			海水浴	海水浴
	湯野浜 18.0			海 水 浴 招 待 会	
	雨香山 25.0			山 菜 採 り	山 菜 採 り
	湯温海 30.5	招 待 会			

注. () 内の数字は2回以上の回数である。

レクリエーションでは、経営主の招待会、妻の山菜採り(三四)、長男の山菜採り(三)、海水浴(一)、招待会(一)、嫁の山菜採り(四)、海水浴(一)である。果外へ出たのは、長男夫婦が農業視察で秋田県へ出かけたのと、経営主が東京の弟を訪問したのと合わせて三回にすぎない。しかも、経営主が、区長の研修として出かけた八幡と嫁が学校視察に行った酒田(ともに飽海地方)の二ヶ所を除けば、庄内地方のなかでもすべて鶴岡市を中心とする田川地方だけである。

要するに、たとえ遠距離への外出であっても、部落仲間や親類をとおしての関係であり、人間のコミュニケーション圏域の質的な拡大を意味するばあいは少ないようである。この意味で、最近おこなうようになった通勤兼業は、見知らぬ人々の中だけでかけてゆき、そこに新しい仲間をつくるという点で、この農家にも新しい関係をもたらすものと期待されよう。

注(一) 内山政照氏は、NHK『国民生活

時間調査』によって、「……ある時刻に特定種類の生活行為をしている者の割合——仮りに、同一時刻同一行動率と名付けておく。……」を分析している。とくに、農林業従事者とサラリーマンを比較している。同氏「NHK放送世論調査所編『国民生活時間調査・昭和四〇年度』(書評)」「本誌』第二一卷第二号、昭和四二年四月刊)。

(2) この部落では、区長の輪番制を採用していない。区長は中上層から出ている。息子が嫁をもらい、経営を息子に任かせている農家の経営主が選らばれる。

(3) 部落公民館として使用されるようになったのは、昭和三年からである。それ以前は集会所であった。集会所は昭和一二年頃に建てられた。さらにそれ以前の集会は、区長の家で開かれた。当時は数えるほどしか集会がなかったという。

四 要 約

以上、まがりなりに、この農家の生活構造を時間的側面から把握しようと試みた。これまでの分析が明らかにしたように、この農家の生活時間の配分には、四人の主役の間に相当な差異が認められる。これは、農家生活を維持・再生産していくにあたって各成員がそれぞれ役割を分担していることを示している。つまり、一つの統一体としての農家生活のなかに、各自の生活

行動が構造的に位置づけられているといえよう。第二一表は、この農家の大人四人の主要な役割分担をまとめてみたものである。労働、諸会合、交際、レクリエーション、買物などの役割分担をみると、一戸の農家として一体化された分担関係を示すだけではない。部落社会としての一体性のなかで、家族の各成員が所属する集団をとおしての役割分担でもあるといえる。

たとえば、経営主が自治行政に関する諸会合に参加するのは、家のなかでの役割分担であると同時に、部落社会における「家」の代表者として、部落のなかでの役割を分担しているのである。長男が消防訓練やその会議に参加するのは、家のなかでの役割分担であると同時に、部落消防団のメンバーとして、部落のなかで役割を分担しているのである。妻が講の行事に参加するのも、部落の講仲間としての役割分担であるし、嫁が学校の諸会合に参加するのも、地域社会における子供の教育の担当者としての役割分担が、母親に課せられているという社会的事実の反映である。共同田植もまた、農業労働における農家内での役割分担が、同時に部落での役割分担として構造化されることになる。そして、このような相互連関の一体性は、実はすでに、わが国農村の特異な生活構造の性格として、昔からあったものだといえよう。

目下のところ、A農家の生活構造は、このような伝統的なバ

第21表 家族の主要な役割分担

	経 営 主	妻	長 男	嫁
勞 働	家畜の飼養、管理 果樹の栽培、販売	畑 作 勞 働	稲作労働（農業 機械操作、供 出）	稲 作 勞 働 畑 作 勞 働 青果物販売
			通 勤 兼 業	通 勤 兼 業
諸 会 合	土地の管理、保全 に関する諸会合 （土地改良区、農 協）		稲作経営の実務 的会合（生産組 合、水利組合）	
	自治行政に関する 諸会合		消防訓練、会議	学校教育に関す る諸会合
	老人クラブの行事	農協婦人部の集会 議の行事 老人クラブの行事		婦人会の集会
交 際	結 婚 式 姉、弟訪問	神社、寺参り 病氣見舞、看護	姻戚づきあい	姻戚づきあい
レクリエ ーション		山 菜 採 り	山 菜 採 り 池 水 浴	山 菜 採 り 池 水 浴 踊 り
買 物	買 物	買 物		

注 レクリエーションもまた、家族や部落社会の維持のための紐帯となっているといえる。

ターンを、部分的に近代的装いも
って、色どっている段階と評価され
よう。いわゆる近代的生活にたいし、
ようやく、数歩を踏みだした段階で
あり、その意味ではなおきわめて未
熟な過程にあるといえよう。

最近、兼業化や出稼ぎ、一般的生
活水準の上昇など、農家生活の改変
をうながす諸条件が異増している。

これらに対しどのように適応し、近
代的農家生活をうちたてるのか。と
くにそのばあい、農家および部落社
会における生活過程の構造的・一体性
——伝統的農家生活パターン——に、
どのような変化がみられるであろう
か。この種の生活時間調査を時系列
的に（時には過去に溯って）反復し、
蓄積していくことによって、農家・
農村生活の構造の動態過程を刻明に
あつづけることが、今後に残された
研究課題である。

〔附記〕

一年間にわたる面倒な記帳によって資料を提供された駐村研究員、A農家の方々、ならびに取り纏めにあたって、種々懇切なアドバイスをいただいた、岸、川口両研究員に、末尾ながら謝意を表したい。